



掲載日：2011年3月1日

審議結果

様式3-2

次の審議会等を下記のとおり開催した。

| | | |
|-----------|--|--------|
| 審議会等名称 | 神奈川県国民保護協議会 | |
| 開催日時 | 平成20年2月5日（火曜日） 16時15分～16時53分 | |
| 開催場所 | 県災害対策本部室（県庁第二分庁舎6階） | |
| (役職名)出席者 | ◎松沢成文、(代)佐藤光一、(代)川村俊一、(代)赤羽 光、(代)小倉修一、(代)館山清文、(代)川野 博、(代)山崎郁夫、(代)國吉俊弘、羽田慎司、(代)古谷孝治、(代)小嶋郁夫、(代)田辺政和、木川康雄、大木 哲、島村俊介、及川洋、臼井 太、(代)木原英和、(代)高橋秀喜、玉川博美、山川浩之、(代)井手正一郎、(代)加藤 潔、(代)福原 勉、 壺岐哲平、嶋村尚美、高梨成子 | |
| 次回開催予定日 | 未定 | |
| 問い合わせ先 | 所属名、担当者名 危機管理対策課、古性 電話番号 045-210-3465 ファックス番号 045-210-8829 フォームメール（以下をクリックすると、問い合わせフォームがご利用いただけます。） 安全防災局危機管理対策課 | |
| 下欄に掲載するもの | 議事録全文 | 要約した理由 |
| 審議経過 | <p>司会（北村安全防災局副局長）</p> <p>私は、本日の司会を務めます安全防災局副局長の北村でございます。よろしく願い申し上げます。</p> <p>開会に先立ちまして、委員の皆様にお諮りしたいことがございます。</p> <p>本協議会の議題等は、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」における非公開とすべき内容はないと思われまので、公開とさせていただきます、併せて、記者による写真撮影に応じたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは公開とさせていただきます。開会に先立ちましてご報告申し上げます。</p> | |

本会議は、「神奈川県国民保護協議会条例」の規定により、会議の成立には過半数の委員の出席が必要となりますが、総委員29人中、現在28人のご出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、前回の協議会から現在までの間に、新たに2機関1名の方に委員としてご参画いただいておりますので、ご紹介させていただきます。お手元に資料1として国民保護協議会の名簿がございますので、ご参照ください。

関東運輸局長の安原敬裕委員でございます。本日は、赤羽総務部安全防災危機管理調整官に代理でご出席いただいております。南関東防衛局長の齊藤敏夫委員でございます。本日は、館山企画部長に代理でご出席いただいております。また、本日はご欠席ですが、東京経済大学の吉井博明委員でございます。よろしくお願いいたします。

なお、前回の協議会から現在までの間の委員の交代につきましては、お手元の資料1をご参照くださいますようお願いいたします。皆様、よろしくお願いいたします。

ただ今から、神奈川県国民保護協議会を開会いたします。

開会に当たり、神奈川県国民保護協議会会長の松沢知事からごあいさつ申し上げます。

会長（松沢知事）

神奈川県知事の松沢でございます。

本日は、たいへんお忙しいなか、神奈川県国民保護協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には、日ごろから、安全防災行政をはじめ、県政全般にわたり、ひとかたならぬお力添えをいただいております。この場をお借りいたしまして、改めて厚くお礼申し上げます。

さて、近年の世界の諸情勢を見ますと、冷戦終結後10年以上が経過し、世界的な規模の武力紛争が発生する可能性は低下していると言われる一方、平成13年の米国同時多発テロ、平成17年のロンドン同時多発爆弾テロなど世界各地で発生しているテロや、北朝鮮による弾道ミサイルの発射など、新たな脅威や多様な事態への的確な対処が、差し迫った課題となっております。このような状況を勘案しますと、県としても、万が一の大規模テロや武力攻撃に備え、迅速かつ的確に県民の皆様の生命、身体及び財産を保護することができるよう、平素より体制整備に取り組む必要があると考えております。

皆様ご案内のとおり、本県では、国民保護協議会の委員の皆様や関係機関のご協力を得て、平成18年3月に、県における国民保護措置の実施体制や、住民の避難や救援等の措置を定めた国民保護計画を作成いたしました。現在は、その計画に基づき、職員に対する研修や武力攻撃事態等を想定した図上訓練を行うとともに、県警察や市町村と連携した安否情報収集体制の整備等国民保護措置の実施体制の充実強化に取り組んでおります。

武力攻撃事態等に至った場合、迅速かつ的確に県民の皆様を保護する措置を実施するためには、国や県警察、市町村、関係機関の皆様と連携して対策を進めていくことが何よりも重要でございます。県内では、これまでに市町村国民保護計画と指定地方公共機関国民保護業務計画の作成が全て完了し、県内の国民保護措置の実施体制が整ったこととなります。今後は市町村、指定地方公共機関等の皆様との連携により、県全体としての国民保護措置を円滑に実施するための取組が重要と考えております。

本日の協議会では、市町村国民保護計画等の作成状況をはじめ、本県における国民保護対策推進に係る取組について説明させていただくとともに、神奈川県国民保護計画の変更について、ご報告させていただきます。

本日お集まりの委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただき、本県の国民保護対策の推進に、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

司会（北村安全防災局副局長）

ありがとうございました。報道機関の方は、撮影はここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この会議の議長は、「神奈川県国民保護協議会条例」第4条第1項の規定により、神奈川県国民保護協議会の会長が議長となるとされておりますので、会長に議長をお願いいたします。

会長（松沢知事）

それでは、私がこの会議の進行役を務めさせていただきます。

議事に先立ちまして、会長の職務代理の指名をさせていただきます。会長の職務代理につきましては、神奈川県国民保護協議会条例第3条に「会長があらかじめ指名する委員」と規定されておりますので、羽田委員を会長の職務代理に指名いたします。それでは、議事を進めさせていただきます。次第の2にあります「市町村国民保護計画作成及び指定地方公共機関国民保護業務計画の作成状況について」事務局から資料に基づきまして、説明をいたします。

事務局（星応急対策担当課長）

安全防災局応急対策担当課長の星でございます。恐縮ですが、着席してご説明させていただきます。

それでは、「市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画の作成状況について」ご説明をいたします。

資料2をご覧ください。まず、「1 市町村国民保護計画の作成について」でございます。これについては、昨年度の協議会席上でも中間報告をいたしました。最終的な結果を改めて報告させていただきます。市町村国民保護計画を作成するに当たっては、市町村長は、国民保護法により、あらかじめ知事と協議することとされております。

「(1)計画の作成状況」でございますように、本県内の全市町村において、平成18年度内に、知事との協議が調い、それぞれの国民保護計画の作成が完了しております。

次に、「(2)市町村国民保護計画の特徴」について、ご説明いたします。

まず、計画の構成についてであります。各市町村の国民保護計画とも、消防庁が作成いたしましたモデル計画に準拠して作成されており、市町村国民保護計画に記載すべき事項が漏れなく記載されているほか、各市町村の地域特性を踏まえた計画となっております。また、国民保護措置において市町村が行う避難誘導や、知事から救援の事務を行うこととされた場合の救援措置について、自らを実施主体として具体的に記載していることが共通の特徴として挙げられます。なお、各市町村が、国民保護措置を実施するに当たり配慮すべき主な地域特性の例を、資料に記載しております。「都市化が進み、多数の人口を抱えていること」や「多数の大規模集客施設が市内に所在すること」を横浜市、川崎市の計画では記載しております。また、「石油コンビナート施設」、や「原子力施設」「ダム」などの生活関連等施設の所在や、「在日米軍や自衛隊の施設」が所在するといった、地域特性に配慮している市町村もございます。さらに、藤沢市、小田原市、箱根町、湯河原町など8市町で、「多数の観光客が訪れること」を配慮すべき地域特性として挙げております。

次に、「2 指定地方公共機関国民保護業務計画の作成について」ご説明いたします。

作成状況をご説明させていただく前に、指定地方公共機関の指定の解除について、ご報告いたします。資料3をご覧ください。指定地方公共機関であるガス事業者は、厚木瓦斯株式会社など5法人でございましたが、二宮ガス株式会社、平成19年4月1日に小田原瓦斯株式会社と合併したことによりまして、3月31日付けで指定地方公共機関の指定を解除し、資料に記載のとおり、4法人になりました。それにより、県内の指定地方公共機関は、資料3の裏面の表の右下に記載のとおり20法人となっております。

資料2にお戻りください。「(1)計画の作成状況」でございます。平成18年度から19年度にかけて、先ほどご覧いただきました、指定地方公共機関20法人は、それぞれの国民保護業務計画の作成を完了しております。それぞれの指定地方公共機関の計画は、資料の裏面に記載しておりますが、国民保護法第36条第3項に規定されている国民保護業務計画に定める事項を盛り込んだ内容となっております。

会長（松沢知事）

事務局からの説明は以上でございます。ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（意見なし）

よろしいですか。それでは、議事を進めさせていただきます。

次第の「2 神奈川県の国民保護の推進に係る取組について」事務局から資料に基づきまして、説明いたします。

事務局（星応急対策担当課長）

資料4に基づき、「神奈川県における国民保護の推進に係る取組について」事務局からご説明をいたします。

はじめに、「1 平成19年度の取組」についてでございます。本年度は、昨年度に引き続き、訓練等の実施により、作成した計画を検証するとともに、避難住民の安否情報の収集体制を整備するなど、国民保護措置の体制整備の取り組みを進めて参りました。また、県民の皆様へ、国民保護について理解を深めていただくために、様々な機会を捉えて普及啓発活動を実施してきました。

それでは、「(1)訓練の実施」でございます。国民保護図上検討会について、ご説明をいたします。平成19年11月22日、県の各部局や県警察の国民保護担当職員のほか、横浜市、川崎市、陸上自衛隊、第三管区海上保安本部からもご参加をいただき実施いたしました。

この図上検討会は、県の国民保護計画や対策本部要綱に基づきまして、県が実施する国民保護措置や関係機関との連絡調整等について検証する目的で実施したものであります。訓練で想定した事態でございますが、国際テロ集団の主要メンバーが日本に入国したとの情報もたらされる中、大阪市、神戸市及び名古屋市の川崎駅において、複数の爆発事案が発生し、国により緊急対処事態の事態認定がなされ、首都圏にも十分に警戒努力を払うよう通知がされるといった状況において、県内、横浜市のみならずみらい地区及び川崎市の川崎駅前においても、複数の爆発事案が発生。また、両市において、武装グループによる人質立てこもり事件が発生したことを想定いたしました。

当初は、事故なのか、テロなのか、判断ができない中で、県の危機管理対策本部を設置し、国や関係機関と連携して応急対策を行う状況を検討し、その後、国による緊急対処事態の事態認定を受けて、国民保護法及び県国民保護計画に基づき、警報の伝達、避難の指示、避難住民の救援などの緊急対処保護措置を実施するところまで図上検討をいたしました。お手元の資料にはございませんが、検討会の様子を私の後ろの画面に映しておりますので、画面をご覧ください。まず、事態認定前に開催した、危機管理連絡調整会議の様子でございます。現在の状況を、県の各部局に説明し、県庁における情報の共有を図っているところでございます。次は、県の各部局における対策を検討している

ところでございます。次は、県と関係機関、関係機関同士による調整の様子でございます。救援に係る医療機関の確保や、避難住民の運送に係る運送手段について関係機関と調整をいたしました。このたびの検討会では、県や関係市、関係機関の担当者が、想定する事態に基づき、緊急対処保護措置を実施する上での調整を行ったわけですが、避難、救援の指示に当たっては、住民や帰宅困難者を収容する避難施設の確保、避難住民の運送の手段の確保、運送経路の調整など、様々な調整事項があり、的確に措置を実施するためには、今後とも、このような訓練を積み重ね、相互の連携を確認しておくことが重要であると実感いたしました。

ページをおめくりください。「(2) 普及啓発」についてご説明をいたします。国民保護の取組は、まだ始まったばかりであり、まだまだ県民の皆様になじみが薄いこと、また、武力攻撃災害による被害の最小化のためには、県民の皆様が国民保護に関する正しい知識を身に付けていただき、適切に行動していただくことが重要でありますことから、本年度は、より一層普及啓発にも取り組んでまいりました。

普及啓発の1つ目の取組は、「ア 国民保護フォーラム等の開催」でございます。昨年度は、その前年度に県が国民保護計画を策定したため、県計画の周知という観点から、横浜市内で国民保護フォーラムを開催いたしました。本年度は、「実施方法」に記載のとおり、平成18年度内に県内全ての市町村が国民保護計画を策定したことを踏まえまして、市町村と共催で、また、県民の皆様にも、参加していただきやすいように、本年度と来年度の2か年をかけて、県内の各地域で国民保護フォーラムや講演会を開催することとしまして、後ほどご説明いたしますが、横浜市、川崎市、逗子市、大和市の4つの地域で開催いたしました。なお、後ろの画面に、国民保護フォーラム等の写真を映しておりますので、あわせてご覧ください。

本年度の1回目は、(ア)に記載しております「危機管理フォーラム イン みやまえ」でございます。このフォーラムは、県と川崎市の主催で、9月22日に川崎市内で開催し、137名のご参加をいただきました。内容といたしましては、まず「～絆～ 今、地域の危機管理を担うあなたに求められるものとは…」と題しまして、川崎市顧問・危機管理アドバイザーの大貫啓行氏にご講演をいただき、その後、パネルディスカッションを実施しました。2回目は、次のページの(イ)に記載しております「国民保護講演会 イン 逗子」でございます。県と横須賀三浦地域の5市町主催により、11月25日に逗子市内で開催し、116名のご参加をいただきました。内容は、「国民保護と危機管理」と題しまして、帝京大学教授・東京都参与の志方俊之氏にご講演をいただきました。3回目は、(ウ)に記載しております「危機管理講演会」でございます。県と横浜市の主催で、12月10日に横浜市内で開催し、171名のご参加をいただきました。内容は、「地域の危機と国民保護」と題しまして、京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授の林春男氏にご講演をいただきました。4回目は、(エ)に記載しております「国民保護講演会 イン 大和」でございます。県と県央地域の7市町村主催により、今年の1月23日に大和市内で開催し、347名の御参加をいただきました。内容は、「『住民の安全保障』をみずから担う、その希望について」と題しまして、株式会社独立総合研究所代表取締役社長の青山繁晴氏にご講演をいただきました。以上、本年度は、4地域でフォーラム等を開催し、合計771名のご参加をいただきました。

ページをおめくりください。普及啓発の2つ目の取組となりますが、「イ 自主防災組織リーダー等研修会」でございます。後ろの画面には、自主防災組織リーダー等研修会で使用した資料の一部を映しております。国民保護措置を円滑に実施するためには、県民の皆様の自発的な協力を得ることが不可欠であり、自主防災組織については、避難住民の誘導において、お年寄りや障害をお持ちの方の避難の援助へのご協力など、特にその自発的な協力というものが期待されております。厚木市にございます県総合防災センターでは、地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織のリーダーの方々を対象とした研修会を毎年実施しております。本年度は、この研修会に新たに、国民保護の時間を設け、国民保護の仕組みや国民保護措置の内容を説明するとともに、協力についての呼びかけを行いました。

次に、普及啓発の3点目の取組としましては、ウの「啓発資料の作成」でございます。「内容」に記載のとおり、国民保護法では、日本に居住し、又は滞在する外国人も武力攻撃災害から保護すべき対象としておりますことから、国民保護措置を円滑かつ確実に実施するためには、外国人の方々に対する普及啓発も必要であるため、本年度は、昨年度作成したリーフレット「かながわの国民保護」の英語版を作成いたしました。なお、本日は、英語版のリーフレットを資料5としてお配りしておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと思います。このリーフレットを3,000部作成いたしまして、県や市町村の外国人相談窓口等に置いてもらうなど、より多くの外国人の方々に、国民保護に関する理解を深めていただけるよう取り組んでおります。なお、昨年度作成した日本語版につきましては、先ほどご説明いたしました国民保護フォーラムや自主防災組織リーダー等研修会で配布するなど、様々な機会をとらえ、できるだけ多くの県民の方のお手元に届くようお配りしております。

次に、「2 平成20年度の取組」でございます。

まず、「訓練の実施」ですが、県職員の国民保護措置への理解を深め、対処能力を向上させるために、また、県国民保護計画に基づく県の措置や関係機関との連携体制を検証するため、国民保護図上訓練の実施を予定しております。また、本県では、武力攻撃事態等において、県、国、市町村が実施する避難住民等の安否情報の収集体制に関して、市町村、県警察とその役割分担の確認などをしてきましたが、20年度以降は、引き続き、連携体制の整備に取り組んでいく予定としております。次に、「国民保護フォーラム等の開催」でございます。先ほどご説明しましたとおり、今年度と来年度の2か年をかけて、県内各地域で開催することとしておりますので、来年度は、残る3地域で開催する予定でございます。また、自主防災組織リーダー等研修会においても、引き続き、国民保護の仕組み等について説明するなど、様々な機会を捉えて啓発に取り組んでまいります。最後に、「啓発資料の作成」でございま

すが、国民保護措置を円滑かつ確実に実施するためには、障害をお持ちの方々に対する普及啓発も必要でございます。そのため、今後は、点字版の啓発資料を作成し、より多くの方々に国民保護に関して理解を深めてくださるよう取り組んでまいります。また、今年度及び昨年度に作成した資料は、引き続き、広く配布していく予定でございます。「神奈川県における国民保護の推進に係る取組について」のご説明は、以上でございます。

会長（松沢知事）

事務局からの説明は以上でございます。ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（意見なし）

よろしいですか。議事を進めさせていただきます。

次第の3といたしまして、「神奈川県国民保護計画の変更について」事務局から資料に基づきまして、報告いたします。

事務局（星応急対策担当課長）

事務局より、「神奈川県国民保護計画の変更について」ご報告いたします。資料7をご覧ください。

「1 趣旨」でございますが、このたび、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴い、国民保護法や緊急対処事態法施行令が改正されたことなどを踏まえ、神奈川県国民保護計画の一部を変更したものでございます。「2 変更の概要」の内容につきましては、のちほど、次ページ以降の新旧対照表でご説明いたしますが、事態対処法施行令の改正に伴うもの、指定地方公共機関の指定の解除に伴うもの、その他、誤記の訂正や統計数値の修正等といった内容でございます。なお、「3 備考」に記載のとおり、今回の変更は、国民保護法施行令第5条に規定された軽微な変更に該当することから、国民保護協議会への諮問及び内閣総理大臣への協議については必要とされておりません。そのため、諮問及び協議は行なっておりませんことを、併せてご報告いたします。

資料を1枚、おめくりください。このたび、変更しました箇所についての新旧対照表でございます。変更のうち、主なものについて、ご説明いたします。まず、新旧対照表の1番ですが、防衛省設置法の改正により、防衛施設庁の記載を削除いたしました。また、4番でございますが、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により、横浜防衛施設局を、南関東防衛局に変更しております。次に、6番をご覧ください。さきほど、申し上げた郵政民営化法等の施行に伴う変更でございます。郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令による事態対処法施行令の改正により、日本郵政公社の記載を、郵便事業株式会社へ変更いたしました。次に、7番をご覧ください。こちらは、「資料3」でご報告いたしました、二宮ガス株式会社の指定地方公共機関の指定を解除したことに伴う記載の削除でございます。次の8番から25番までは、統計データの変更でございます。本県の地理的、社会的特徴について、平成17年の国勢調査の結果などを反映して変更してございます。6ページをお開きください。27番でございます。原子力関連等施設についての記述の変更でございます。本県、川崎市内に所在する武蔵工業大学において、使用済み核燃料を保管しておりましたが、平成18年中に使用済み核燃料を海外に搬出したため、記載を削除いたしました。続きまして、28番をご覧ください。平成19年11月に、それまでの県防災行政無線に替え、有線系の通信手段を中心とした県防災行政通信網の運用を開始したことに伴う修正でございます。同ページの32番、7ページの36番、37番、40番等の修正も同様の修正でございます。以上が主な変更箇所でございます。その他、誤字等の訂正をさせていただいております。大変、雑ぱくではございますが、「神奈川県国民保護計画の変更について」の説明は、以上でございます。

会長（松沢知事）

報告は以上でございます。本日の会議で用意いたしました議題等は以上でございますが、関係機関の皆様が一堂に会する折角の機会でございますので、国民保護全般について何でも結構でございます。ご意見等がございましたら、どうぞご発言をお願いいたします。

（意見なし）

ご意見等もないようでございますので、これを持ちまして、本日の議事を終了させていただきたいと思っております。本日の会議の運営につきまして、皆様から大変ご協力をいただきましたことを心から感謝申し上げます。それでは、進行を司会に返します。

司会（北村安全防災局副局長）

それでは、これをもちまして、本日の神奈川県国民保護協議会を閉会させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

以上

[このページの先頭へもどる](#)



神奈川県